

福岡県医発第735号（総）

平成18年6月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武



肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、日本医師会を通じ、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、「肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準」の「3. 具体的選択法」を改め、移植希望者（レシピエント）の選択順位について、別添にあります「肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準の見直し」（参考）の「2. 優先順位」の合計点数が高い順とすることや、移植希望者が肝腎同時移植の待機者でありかつ臓器移植者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があった場合、当該待機者に優先的に同時配分すること及びその場合において肝臓の移植が適さないことが判明した場合、腎臓移植希望者選択基準で選ばれた腎臓移植希望者に腎臓を配分することなどとするものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。

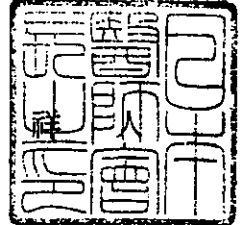
小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

日医発第 305 号 (地 I 35)
平成 18 年 6 月 21 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤



肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省健康局長より標記に関する通知が社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長宛に発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、「肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準」の「3. 具体的選択法」を改め、移植希望者（レシピエント）（以下「移植希望者」と略する）の選択順位について、別添にあります「肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準の見直し」（参考）の「2. 優先順位」の合計点数が高い順とすることや、移植希望者が肝腎同時移植の待機者でありかつ臓器移植者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があった場合、当該待機者に優先的に同時配分すること及びその場合において肝臓の移植が適さないことが判明した場合、腎臓移植希望者選択基準で選ばれた腎臓移植希望者に腎臓を配分することなどとするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件と同趣旨の通知について、厚生労働省健康局長より、都道府県等衛生主管部（局）長、日本移植学会理事長等にも送付されていることにつきましても申し添えます。

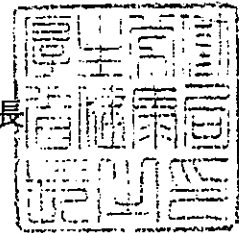


健発第0609007号

平成18年6月9日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

肝臓移植希望者（レシピエント）の選択にあたりましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付健医発第1371号）により実施されているところですが、今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会等における議論を踏まえ、「肝移植希望者（レシピエント）選択基準」の一部を改正し、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、傘下会員に対して周知方御配慮願います。

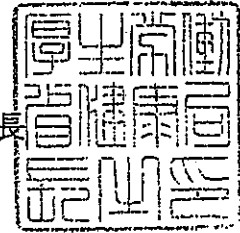
なお、同趣旨の通知を各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部（局）長並びに日本移植学会理事長、社団法人日本内科学会理事長、社団法人日本肝臓学会理事長、社団法人日本腎臓学会理事長及び文部科学省高等教育局長にも送付していることを申し添えます。



健発第0609007号
平成18年6月9日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

肝臓移植希望者（レシピエント）の選択にあたりましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付健医発第1371号。以下「選択基準通知」という。）により実施されているところですが、今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会等における議論を踏まえ、「肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準」の一部を下記のとおり改正することとし、本日より適用しますので遵守されますようお願いいたします。あわせて、貴法人に登録されている肝臓移植施設及び腎臓移植施設への周知方よろしく申し上げます。

記

選択基準通知の別添2「肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準」の「3. 具体的選択法」を次のとおり改める。

- (1) 移植希望者（レシピエント）の選択順位については、2の(1)、(2)の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機期間の長い者を優先する。
- (2) (1)で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があった場合には、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。
- (3) (2)により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

(参 考)

肝臓移植希望者(レシピエント)選択基準の見直し

(下線が変更部分)

1 適合条件

(1) ABO 式血液型

ABO 式血液型の一致(identical)だけでなく、適合(compatible)の待機者も候補者として考慮する。

(2) 前感作抗体

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

(3) HLA 型

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

(4) 搬送時間(虚血許容時間)

臓器提供者(ドナー)の肝臓を摘出してから 12 時間以内に血流再開できること。

2 優先順位

(1) 医学的緊急性

予測余命が1か月以内	9点
予測余命が1か月～6か月以内	6点
予測余命が6か月～1年以内	3点
予測余命が1年を超えるもの	1点

ただし、先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、肝臓移植が治療的意義を持つ時期及び患者の日常生活に障害が発生している状態を考慮の上、上表に規定する点数のいずれかを用いることがある。

(2) ABO 式血液型

ABO式血液型が一致	1.5点
ABO式血液型が適合	1.0点

3 具体的選択法

- (1) 移植希望者(レシピエント)の選択順位については、2 の(1)、(2)の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者(レシピエント)が複数存在した場合は、待機期間の長い者を優先する。

(2) (1)で選ばれた移植希望者(レシピエント)が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者(ドナー)から肝臓及び腎臓の提供があった場合には、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

(3) (2)により、肝腎同時移植希望者(レシピエント)が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準で選ばれた腎臓移植希望者(レシピエント)に腎臓を配分する。

4 その他

ABO 式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、最低毎年1回は見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。